



年末のごみは、計画的に出しましょう！

12月のごみ最終収集日

問合せ 生活環境課生活環境係

地区名	燃やせるごみ(臨時)	金属・燃やせないごみ	硬質プラスチック・ペットボトル	資源ごみ A	資源ごみ B	有害ごみ	容器包装プラスチック(臨時)
川崎・玉川・清流	30 日(日)	7 日(金)	28 日(金)	26 日(水)	25 日(火)	21 日(金)	29 日(土) ※缶・びんは、 収集しません。
羽東		25 日(火)	18 日(火)	26 日(水)	28 日(金)	11 日(火)	
羽中		26 日(水)	19 日(水)	25 日(火)	28 日(金)	12 日(水)	
羽加美・羽西		21 日(金)	28 日(金)	26 日(水)	25 日(火)	7 日(金)	
小作台		12 日(水)	19 日(水)	25 日(火)	28 日(金)	26 日(水)	
神明台一・二丁目		25 日(火) (臨時)	25 日(火)	28 日(金)	26 日(水)	18 日(火)	
神明台三・四丁目		27 日(木)	20 日(木)	24 日(月)	26 日(水)	13 日(木)	
双葉町・緑ヶ丘三丁目・羽武蔵野・五ノ神武蔵野・川崎武蔵野		27 日(木) (臨時)	27 日(木)	26 日(水)	24 日(月)	20 日(木)	
富士見平		24 日(月)	17 日(月)	27 日(木)	26 日(水)	10 日(月)	
五ノ神		10 日(月)	17 日(月)	26 日(水)	27 日(木)	24 日(月)	
緑ヶ丘一・二・四・五丁目		26 日(水) (臨時)	26 日(水)	24 日(月)	27 日(木)	19 日(水)	
栄町		19 日(水)	26 日(水)	27 日(木)	24 日(月)	5 日(水)	

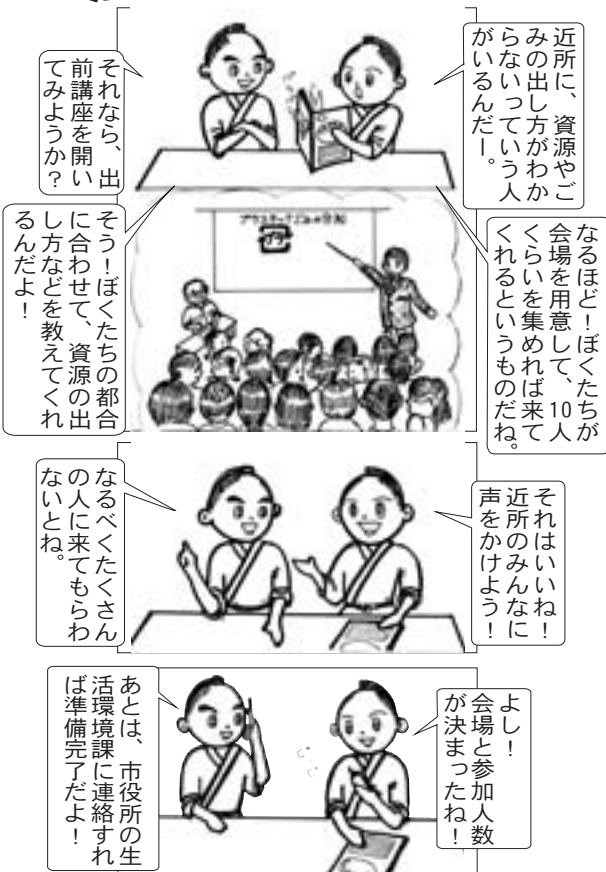
※臨時収集は、通常の収集時間と異なります。必ず午前 8 時までに出してください。

※年末臨時収集は「燃やせるごみ」「金属・燃やせないごみ(一部の地域)」「容器包装プラスチック」です。

※容器包装プラスチックは、資源ごみBの収集日とは異なるので、「空き缶」と「空きびん」は出せません。

※容器包装プラスチックは、きれいな状態のものを、(半)透明の袋に入れて出してください。

たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれやってる？
＜出前講座を活用しようの巻＞



ペットボトル・白色トレイ・紙パック (拠点回収)

- 年末は、12 月 29 日(土)まで出すことができます。
- 12 月 30 日(日)に、順次拠点回収ボックスのふたを閉めます。
- 年始は 1 月 4 日(金)午前 8 時以降に、順次拠点回収ボックスのふたを開けます。
- 12 月 30 日(日)から 1 月 3 日(木)までは出すことができません。ご協力をお願いします。

粗大ごみ

【自宅回収】粗大ごみ受付センターに電話で予約してください。(☎ 570-7733)

- 受付は、12 月 28 日(金)まで行いますが、年内に収集できない場合があります(28 日(金)受付分は年明けの収集となります)。
- 排出方法や料金は「資源リサイクルマニュアル(34 ページ～)」をご覧ください。

【持ち込み】直接リサイクルセンターへ持ち込んでください。

- 年末は 12 月 28 日(金)午後 4 時まで受け付けます。
- 年始は 1 月 4 日(金)午前 9 時から受け付けます。

料 金 1 kg 20 円 (5 kg 単位で最低料金 100 円) の処理手数料がかかります。

※粗大ごみシールは必要ありません。

**** 納期内 納付にご協力を ****

市税は羽村市民の財産です。

市民サービスに市税を有効に活用するために、納期を守って納付してください。

決められた納期までに納付しないと、納期限の翌日から納めた日までの日数に応じて、市税の額に年14.6%（ただし、納期限の翌日から1か月間は、年「7.3%」と「前年の11月末日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合）を乗じて計算した延滞金を市税のほかに納めなければなりません。

□ 市税などの徴収強化 □

滞納すると、まず督促状を送付し、次に文書や電話などで納税を促します。その後も滞納が続く場合は、納期限までに納めた方との公平性や行政運営を行うための財源となる大切な市税を確保するため、滞納している方の給料や生命保険、財産（不動産・預貯金・その他（自動車など））を差押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うことになります。

現在、徴収体制を強化し、搜索や不当利得返還請求権に伴う利息の支払い請求権（過払金）の差押えを行っています。



▲タイヤロックした車（参考）

問合せ 納税課納税担当

滞納処分の流れ

①

督促状

督促状を送付した日から10日を過ぎても納付されないときは、滞納処分を行います。督促状が届いた場合は、速やかに納付してください。

金融機関窓口などで納付してから市で確認できるまでに数日かかるため、納期限を過ぎて納めた場合は、納めたにもかかわらず、督促状が送付されることがあります。ご了承ください。



②

財産の差押え

督促状の送付を受けても期限までに納付されない場合は、財産の差押えを行います。

差押えが行われると、滞納者はその財産を処分することができなくなります。差押えの対象となる財産は、土地・建物といった不動産、預金や給料、売掛金といった債権、または動産、有価証券などがあります。



③

差押え財産の公売

差押えを受けてもなお納付されない場合は、その財産を売却（公売）し、その売却代金を滞納市税に充当します。

※差押え財産が債権の場合は、直接取り立てが行われ、その金銭が滞納市税に充当されます。

羽村市緊急告知情報

防災行政無線の内容もメールで配信します

11月から、防災行政無線で放送した火災の情報などを、羽村市緊急告知情報で携帯電話などにメールで配信しています。

ぜひ、活用してください。

メール配信する情報

火災などの災害情報、不審者情報、市主催のイベントの実施・中止のお知らせなど
※定期的に放送する内容は除きます。

利用方法

利用には、事前の登録が必要です。

下のQRコードを読み取り、「マイタウン羽村市」にアクセスし、羽村市緊急告知情報メールサービス（登録）から登録を行ってください。



▶QRコード

※すでに登録をしている方の登録は必要ありません。

「マイタウン羽村市」は、毎月2回広報はむらに掲載した情報も更新・掲載しています。

ぜひご覧ください。

問合せ 羽村市緊急告知情報について…広報広聴課広報係、防災行政無線について…生活安全課防災係

申告が必要です

住民税からの住宅借入金等特別税額控除

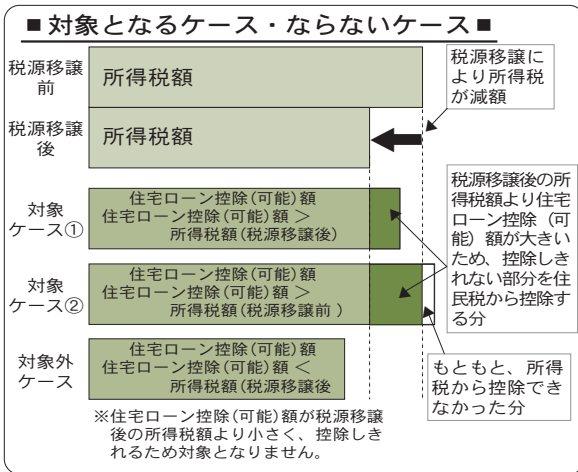
税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅借入金等特別控除が減額する場合があります。この場合は、所得税から控除しきれなかった額を翌年度の住民税（所得割）から控除できるようになります。この控除を受けるには、毎年申告が必要です。

適用期間 平成20年度住民税より28年度

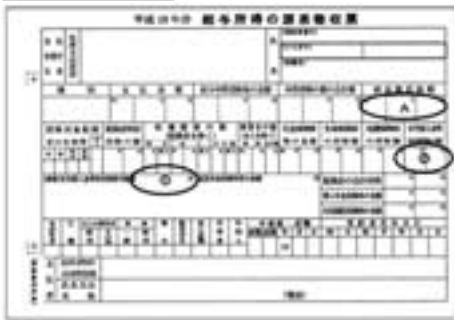
住民税

対象 平成11年から平成18年までに入居しており、平成19年分以降の所得税で住宅借入金等特別控除の適用がある方で、次のいずれかに該当する方

① 税源移譲により所得税が減額となるため、住宅借入金等特別控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方



源泉徴収票



※対象…
税源移譲により所得税額が減額となった方で、
A（源泉徴収税額）= 0 で、①（住宅借入金等特別控除可能額）> ②（住宅借入金等特別控除の額）となる方

② 住宅借入金等特別控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

※年末調整が済んでいる給与収入のみの方で確定申告をしない方の場合、源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄（左図A）がゼロで、「摘要」欄に「住宅借入金等特別控除可能額」の金額（左図①）があり、この金額が「住宅借入金等特別控除の額」（左図②）より大きい方が対象です。

控除額の計算方法

「住民税からの住宅借入金等特別控除額」＝「次の(a)、(b)いずれか少ない金額」－「税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額」

(a) 前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額

(b) 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額

■控除額の計算方法■

住民税の住宅借入金等特別控除額

＝

(a) 前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額
(b) 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額
※(a)、(b)のいずれか少ない金額

税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額

申告書類など

■市区町村へ申告書を提出する方（年末調整が済んでいる給与収入のみの方で確定申告をしない方）

○市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用）

○源泉徴収票（原本を申告書に添付）

※申告書には、「住宅借入金等の年末残高」を記入する必要があります。金融機関などから交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」を年末調整の際に勤務先などへ提出する場合は、コピーを保管するなど金額が確認できるようにしてください。

※申告書は、平成20年1月4日（金）から課税課窓口で配付します。

■税務署へ確定申告と一緒に提出する方（右記以外の方）

○市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）

※所得税確定申告書と一緒に税務署へ提出してください。

※詳しくは問い合わせてください。

問合せ 課税課市民税係

羽村市総合型地域スポーツクラブ設立モデル事業 市民向け啓発講習会

「子どもを元気に育てる 大人の役割」

羽村市総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会では、子どもが気軽に参加できるスポーツプログラムを検討しています。新しいスポーツプログラム開始に向けて、現在の子どもの身体状況や環境、大人の役割などについて、専門家を迎えて講習会を行います。ぜひ、参加してください。

日時 12月11日(火)午後7時～9時

会場 スポーツセンター2階会議室

対象 青少年育成団体の役員や市民の方

定員 80人(先着順)

講師 川村協平さん(山梨大学教育人間科学部教授・日本野外教育学会理事)

共催 羽村市地域スポーツクラブ設立実行委員会・羽村市

総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会

申込み 12月8日(土)までに、ファクスまたはEメールで羽村

市総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会事務局(ス

ポーツセンター内)へFAX 51915713

✉ hamura-s.c@royal.ocn.ne.jp

※電話での申込みはできません。

問合せ スポーツセンター ☎ 55510033

パソコンセミナー 生徒募集 12・1月

会場 産業福祉センター

定員 各コース10人(先着順)

申込み 受講料を添えて直接産業福祉セン

ターへ

○市内事業者の方 12月4日(火)午前9時～

○市内在住・在勤の方 12月5日(水)午前9時～

※詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 産業福祉センター

☎ 57916425 (月曜休館日)

※毎週Microsoft Office Specialist 試験を

行っています。詳しくは、産業福祉セン

ターホームページをご覧ください。

コース名	日時	内容	受講料	テキスト
初めてのパソコン (2日間)	12月8日(土)・9日(日) 午後1時～4時	初心者のためのクラス。 パソコンの起動、マウスの操作、ローマ字入力 の練習。	3,000円	1,785円
ワードの初級編 (2日間か3日間)	12月11日(火)～13日(木) 午前10時～正午	社内・外文章作成の基 本クラス。書式設定、 表作成、印刷、カラフルなイラスト挿入など。	3,000円	2,100円
	12月15日(土)・16日(日) 午後1時～4時			
	1月15日(火)・16日(水) 午後6時～9時			
ワードの応用編 (2日間)	1月12日(土)・13日(日) 午後1時～4時	長文作成の時に役立つ ページ設定、図形挿入、 宛名ラベルの作成など。	3,000円	2,100円
エクセルの初級編 (2日間か3日間)	12月18日(火)～20日(木) 午前10時～正午	データ入力、表作成、 表計算、便利な関数、 グラフの挿入など。	3,000円	2,100円
	1月22日(火)・23日(水) 午後1時～4時			
エクセルの応用編 (2日間)	1月26日(土)・27日(日) 午後1時～4時	いろいろな関数、デー タ分析、グラフの応用 的な使い方など。	3,000円	2,100円
デジカメ活用術 (1日)	1月6日(日) 午後1時～5時	パソコンに取り込んだ デジタル写真のサイズ 変更、CDやワードへの 取り込み編集など。	2,000円	1,554円
ホームページ作成 (2日間)	1月19日(土)・20日(日) 午後1時～5時	ホームページ作成ソフト ホームページビルダー9 を使用した作成の基本。	5,000円	2,100円